

今回のテーマ「技能実習制度 運用要領の一部改正 2023.4」について

技能実習制度運用要領の一部改正が発表になりました。対象は89項目で、今年6月から適用される3項目も含まれています。また、「技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧の改正等について」は、4/3付「お知らせ」に掲載されています。詳しくは、機構ホームページをご覧ください。 <https://www.otit.go.jp/>

令和5年4月3日

監理団体
実習実施者 各位

外国人技能実習機構

技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧の改正等について

今般、技能実習制度運用要領の改正に伴い、技能実習責任者等の常勤性を確認する書類及び技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書の提出を不要にするなどの提出書類一覧の改正等がなされました。

具体的には、

- 1 「技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の常勤性を確認する書類」を削除
- 2 「技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書」と「技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員就任承諾書及び誓約書」を統合して、1に伴い、「技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書」（参考様式第1-5号）として、様式を一部改正
- 3 「技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書」（参考様式第1-19号）を実習実施者の保管として、提出は不要
- 4 3に伴い、「技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書」（参考様式第1-16号）の様式を一部改正
- 5 「入国前講習が過去6月以内に行われていない理由を記載した書類」及び「オンラインでの入国後講習が実施できない理由を記載した書類」の削除となります。

なお、2については、当面の間旧様式の使用を認める関係から、旧様式を使用する場合は従前の提出資料一覧に応じて常勤性を確認する資料の提出をお願いします。

また、中断した技能実習を再開する場合の申請方法が技能実習計画認定申請から技能実習計画の変更認定申請へと変更となっていますのであわせてご承知おきください。